

告示

埼玉県計量検定所長告示第五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和四年六月二十四日

埼玉県計量検定所長 浜 雅 俊

一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、ひょう量が百五十キログラムを超え二百五十キログラム以下の電気式はかりを使用する者（ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する者を除く。）が使用するひょう量が二百五十キログラム以下の電気式はかり

二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期日	場所
狭山市	令和四年八月二十三日から十一月二十二日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を決める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を除く。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
長瀬町	令和四年九月五日から令和四年十二月二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
横瀬町	令和四年九月六日から十二月五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
皆野町	令和四年九月七日から十二月六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

新座市	朝霞市	和光市	志木市	ふじみ野市	富士見市	秩父市	小鹿野町
令和四年十一月七日から令和五年二月六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和四年十月二十六日から令和五年一月二十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和四年十月二十五日から令和五年一月二十四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和四年十月二十四日から令和五年一月二十三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和四年十月二十日から令和五年一月十九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和四年十月十三日から令和五年一月十二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和四年九月十二日から十二月九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和四年九月八日から十二月七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
同	同	同	同	同	同	同	同